

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 36

ケースその1

【内容】修理預かりが途中で廃車依頼になり、その後連絡が取れなくなった

一見の客がキャリアカーで持ち込んだ輸入車。アイドル不調のエンジン修理依頼だが、クルマを置いて帰り、次の日に確認するとダメージが思った以上で見積金額をユーザーに提示（電話連絡）したところ、「廃車に」と依頼が変更された。信販会社の所有権（持ち込んだのは使用者だと思われる）がついていたので、廃車にするための必要書類を説明すると、「近日中にすべて揃えて持つて行く」と言ったきり連絡がなく、何度電話をしても音信不通。すでに1ヶ月少々経過している。もともとが修理預かりなので、廃車依頼は口頭のみ。使用者は、持ち込んだ本人（本人確認などはしていない）だと思われるが、それも実際は不明。信販会社に頼み、所有権を解除して処分（廃車・廃棄）しても問題ないか？

【対応】

「廃車依頼の証拠はあるか？」、「修理で預かり、途中、電話で廃車依頼に変わったため書面での証拠はない」、「口頭での廃車依頼契約は成り立っているが、証拠がないなら一見の客の車を口頭だけで廃車・廃棄するのは避けたい。預けた使用者と思われる人物と連絡が取れるように努力し、裁判も視野に入れ、長期戦を覚悟して欲しい」、「路上に出すのはどうか？」「路上等に放置すると、ナンバーがついたままなら御社が道交法違反（駐車違反）。ナンバーを外して放置したら、車は‘モノ’に変わり、産業廃棄物となって、出した御社が産業廃棄物処理法違反を問われる可能性がある。自動車は産廃ではなく、リサイクル法に則って処理しなければならない。

『引き取れ』という文書を作成し、コピーを取って普通郵便と内容証明を同時に送付。『このままだと保管料を請求するようになる』というような文言も入れたい。電話連絡や書面通知などは全て時系列に並べ、いつでも事情を説明できるようにしておく必要がある。事の成り行きは所有者にも連絡しておきたい。また、所有者から連絡・情報をもらう努力も重要。別件だが「入庫時はエンジンがかかっていたのに壊された」とか、保管状況を見られていて「預けた車に傷がついている」というようなクレームに発展したケースもある。この入庫車両の取り扱いには必要以上に注意して欲しい。弁護士が必要だが当会顧問でもこの案件だと別料金が必要。とりあえず、依頼者に連絡を取り続け、くれぐれも軽挙妄動は避けて欲しい」。

9月10日、ローン会社に連絡。使用者の情報を調査した結果、ローンを支払っていないことが判明。支払いが滞ったのは、当社に持ち込んだ人がこのローン会社でローンを組んでいないということを言ったらしく、だから支払っていないのだそうだ。それならば所有者としてこの車を引き取らなければならないのではないかとローン会社に迫り、引き取って貰えた。万一、「俺の車をどこにやった」とやってきて支払いのない車だし、本人はローンを組んでいないと言ったらしいので、ではあなたは誰ですか？という話になる。

今回、所有者が車を引き揚げたのだから当社はすでに関係ない。しかし、ここで今後は安易に一見客を取らないでおこうと考えてしまうところだが、当社は一見客が多くそんなことも言っておれない。こういった案件を避けるには振興会や日整連が動き、法律を変えて貰うよう署名活動なり何なりをして我々零細企業を守って貰いたいと思う。弁護士にも聞いたが、今回のようなことは「非常に難しいパターンながら良くあること」なのだそうだ。自分の身を守るためにある程度の自助努力は必要かもしれないということは痛感した。

中型・大型トラック、バス ブレーキ・ペダル点検について

※エアー・ブレーキ車で、オルガンタイプのブレーキ・ペダルが対象。

特に、降雪地域等 キャビン内に泥や砂、雪等が入りやすい環境で使用される車両

また、長期間ブレーキ・バルブのオーバーホールをしていない（長期使用車等）車両では注意が必要です。

■ブレーキ・ペダル点検時の注意点

ブレーキ・ペダルの下部（ブレーキ・ペダルとブレーキ・バルブの連結部）に、泥、砂等、異物の付着がないか点検。

水分を含んだ泥、砂等の異物を放置すると、ペダル摺動部に錆が発生して、ペダルの渋りや引っ掛けりの原因になり、そのままにしておくと、ブレーキの戻り不良（引きずり）に至り、ブレーキが加熱して（火災等）重大な事故を起こす可能性があります。



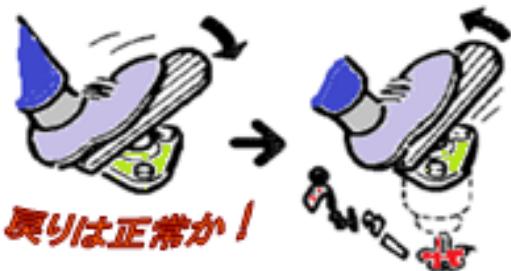
ブレーキ・ペダル下部 異物の付着例
(周辺に泥、砂などが堆積)



後付けの足マット、フロアマットなどがかみ込んでしまう場合も見受けられます

■ブレーキ・ペダルの点検

泥、砂等、異物を取り除き、ブレーキ・ペダルの下部（ブレーキ・ペダルとブレーキ・バルブの連結部）の周辺を清掃し、その後、ブレーキ・ペダルに「渋ぶりや、引っ掛けりがないか」また、「ペダルの戻りは正常か」を点検します。



■異常がある場合

ブレーキ・ペダル及びブレーキ・バルブを分解し点検・整備を行う。

（異常が感じられなくても、長年の異物の堆積による錆などが心配される場合は分解して点検・整備を行う）

ブレーキ・バルブ内部のゴム部品等は、定期交換部品です（交換時期はメンテナンスノート等を参照して下さい）また、分解のてんけん・整備要領は、各社の「点検・整備マニュアル」等を参照して下さい。

■異常を示すサイン

故障を起こす前には、必ず予兆（サイン）があります。予兆（サイン）を見逃さずに、点検整備を行って下さい。

★ブレーキ・ペダルの遊びが少ない時や、引っ掛けりがある時

ペダルを一杯に踏み込み、ゆっくり戻した時に、途中でペダルに引っ掛けりがある時や、エアーの排気音が短く、遊びが極端に小さくなつた時は、ペダルの「戻り不良」が起きていることがあります。

★ブレーキ・ペダルの遊びが大きい時

エアーの排気音が短く、ペダルの遊びが極端に大きくなつた時は、ブレーキ・バルブの内部部品に「戻り不良」が起きていることがあります。

★ブレーキのエアーの排気音が長い時や短い時

エアーの排気音が長くなつた時（または短くなつた時）は、ブレーキ・バルブの「内部部品の故障」やペダルの「戻り不良」が起きていることがあります。

※普段より加速感や力がなくなったと感じた時や、惰行時にブレーキが掛けられたような感じがする時は、ブレーキの「戻り不良（引きずり）」の可能性があります。

※ブレーキ・ペダルの点検は、「日常点検」、自家用貨物等では「6ヶ月点検」、事業用等では「3ヶ月点検」に定められています。

ブレーキ・ペダルの点検は、ブレーキの機能を点検（確認）するために大変重要です。